

# 令和7年度豊成幹線人孔修繕仕様書

岡山市下水道河川局

第1条 本作業は、下水道施設の適切な維持管理を行うため、下水道施設の破損を修繕する作業であり、本市契約規則に定めるところによるほか、本仕様書並びに現場説明書、別紙設計図書に基づき、かつ本市係員（以下「係員」という）の指示に従い誠実に作業しなければならない。

第2条 作業中は一般交通及び家屋の出入りなどの支障とならないよう十分注意し、かつ道路使用範囲は最小限にし、一般市民に迷惑のかからないように配慮しなければならない。

第3条 本作業箇所は必要に応じて標識・防護柵・交通整理人等を適宜配置し、一般通行の安全確保について、特に留意しなければならない。保安施設の設置については、保安施設設置基準によるものとする。

第4条 作業に当たり、既設工作物を損傷しないように注意すること。万一損傷・破損等を与えた場合は、係員に速やかに報告するとともに、その復旧及び賠償については誠意をもって対応し全責任を負うこと。

第5条 作業にあたっては、あらかじめ、当該調査箇所を洗浄又は清掃し、丁寧に修繕すること。

第6条 作業の続行が困難になった場合は、ただちに担当職員に報告し、指示を受けること。

第7条 本作業において高圧洗浄その他諸機械をもって下水道管及び人孔内の土砂・塵芥等を除去する場合は、人孔内においては壁・足掛金物・人孔蓋に付着している土砂等も清掃すること。

第8条 作業に水道水を使用する場合は、水道局に所定の手続きを行い使用するものとし、無断で消火栓その他より使用してはならない。  
なお、これに要する費用はすべて受託者の負担とする。

第9条 作業にあたり、管きょ内又は人孔内に立ち入る場合は第二種酸素欠乏危険作業主任者資格者を現場に常駐させ、酸欠・硫化水素その他に十分注意

し、酸素濃度・硫化水素濃度測定を行い、酸欠等の恐れのある場合は換気装置を施し危険のないような措置を講ずること。

第 10 条 本作業により搬出された土砂・塵芥等はすべて即日現場より取り除かなければならない。なお、土砂の取り除き等により汚れた道路面・家屋等は受託者の責任において清掃すること。

第 11 条 本作業は、本仕様のほか別に定める「岡山市土木工事共通仕様書」によるものとする。